

であります。文部大臣。それから委員長から皆さんに讀つてもらわなければならぬと思ひます。

○國務大臣(大連茂雄君) 先ほど申し上げましたように、今お話の通りこの修正は衆議院において議決されたのでありますから、政府提案と考えるべきものであるが、政府は責任を持つという筋道は少なくとも法律的には言えないだろう、こう私も思ひます。そこで先ほど私の申し上げたのは、修正の内容について政府としても別に異存のないものであるという政府の態度を申し上げ、それからなお勿論さうなわけでありまして、修正の趣旨の弁明に政府が当るべき筋道ではない、併し政府はこれで差支えないと考えておりますから、修正部分に關係して政府の意見をお聞きになるような場合にはお答えを申上げる、そういうふうな意味で申上げたのであります。その点御了承願ひます。

これはどういふことになつていますか。私はかなり前にこの要求をしていただいたのですが、この法案の審議に當つてもなお資料が提出されないのはどういふわけか、御説明を願ひたいと思ひます。

○須藤五郎君 併せて私も三月十三日に同じく資料を要求してあります。再軍備フアツシヨ教育に關する資料を要求してありますが、まだ提出されておられません。御提出を願ひます。

○委員長(川村松助君) 須藤君からの要求の通り政府のほうに要求しております。

○荒木正三郎君 私は資料を未だに御提出にならないのはどういふわけかというところを質問しております。従つてこれは私の……

○委員長(川村松助君) 荒木君に対する答弁は今政府のほうからやるわけですから、これは私の……

○國務大臣(大連茂雄君) 資料の御要求がありましたのは、先に提出いたしました偏向事例についての出所という点が一点。それからもう一つは、フアツシヨ教育についてでございますが、この点であります。これは口頭で申上げます。

出所は、折角御要求であります。これは私のほうで提出をいたしかねますから、さう御了承願ひます。

それからフアツシヨ教育の事例につきましては、今日まで私の手許にはそういう事例の資料がありません。該当の事例がありません。

○荒木正三郎君 これは提出できないというお話ですが、それだけでは了解し兼ねると思ひます。従つてどういふ理由でその出所等については提出できないかという点について御説明を願ひたいと思ひます。

○委員長(川村松助君) 御異議がなければさう決定いたします。

○荒木正三郎君 私はこの前の委員会で文部省に対して資料の要求をいたしましたし、今日その一つが出されておりますが、他の資料についてはなお送付されておらないのですが、

これは先にも申し上げたかと思ひますが、実は私ものはうでは中立性の確保に關する、確保されていないという事例についての的確な調査の方法が実はないわけであり、先に各教育委員会に対してその事例の報告を求めたというところは御承知の通りであります。これすらもこれを学校教員に対する思想調査であるとか何とかいうような、これは文部省設置法、教育委員会法によつて当然文部省として報告を求めることができるのであります。これに對してすらもいろいろ思想調査であるとか、まあ何とかいうようなことでありまして、又その關係でここに報告を差上げてありますように、殆んど大多数の県がそういう事例がないとか或いは又報告を全然しないとか、こういう実情であります。従つて先に提出した資料といふものは、いわば文部省としては積極的に調査をしたというよりも、いろいろな關係で文部省に自然に集つた資料であります。出所として一々この資料がどういふ出所あり、どういふ調査をするかというところは、私もからは申上げかねるのであります。大体において新聞等に偏向教育として報道せられたものが相当にありますが、さうしてそれは少くとも表向きになつて教育委員会と学校との關係、或いはPTAと学校と當局との間、或いは児童、生徒と学校との間、さういふふうな表向いて紛争をし、或いは又それに関連をして教職員の何といひますか、これは罷免とか、或いは懲戒をするとか、さういふ事態が起つて来ると、さういふ極めて表向

きになつてゐる事例もあります。それから新聞等に出てそれに基いて文部省から係官を派遣をして、いろいろ調査をするというか、關係者に聞き質してまとめたものもあります。

それから学校の關係者、教員の人々、自分の学校ではさういふことが行われてゐる、誠に残念に思ふけれども、併し自分がさういふことを文部省に行つて出たといふことであるといふと教員組合のほうから非常に圧迫を受ける、非常に苦しい立場になるので、その辺は表沙汰にして頂きたい、さういふことで直接学校の先生あたりから訴えて来られた事例もあります。さういふふうで文部省がさういふ調査方法をとつてさういふやり方で調査をしたといふものではあります。又それを一々申上げるというところは、でありますから迷惑のかかる人もあらうかと思ひます。まあいろいろな關係で、この出所を申上げることは、私もとしましては甚だ御希望に添ひかねる点は遺憾でありますけれども、控へさせて頂きたい、かように考えます。

○荒木正三郎君 偏向教育の事例といふものは、偏向教育が行われてゐるかどうかといふことは、私は極めて重要な問題であると思ひます。又この法案にも重大な關係があるものと考えているわけでありまして、従つて偏向教育の有無といふことは、これは十分な調査に基いて文部省は責任を以てその事例を明らかにする責任があると思ひます。まあさういふ私は考え方を持つてゐるわけでございます。然るに文部大臣は、この提出した偏向教育の事例については主として新聞記事によつたと、さういふ御説明があつたんです。

これは私としては誠に意外に感じてゐるわけでありまして。私は去る一月二十八日の法案が本会議に上程されました、さうして文部大臣の提案理由の說明がございました際に大臣に質問をいたしましたのであります。その際に偏向教育の事例はどうなつてゐるかという意味の質問をいたしましたのに對し、偏向教育の事例は非常にたくさんあると、さういふ御説明であつたわけなんです。さういふ御説明ですと、文部大臣の言う偏向教育の事実があるといふことは、主として新聞記事の報道によるものである、さういふことに相成ると思ふのであります。文部大臣の言われる偏向教育の事例といふのは、さういふふうな新聞記事によつて判断しておくられるのかどうかお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(大連茂雄君) 先ほどお答え申上げたように、新聞に出た事例等について現地に係官を派遣して關係者からいろいろ聞いたものであります。新聞記事をそのまゝここに偏向事例として提出したわけではあります。

○荒木正三郎君 さういたしますと、私は具体的にお尋ねをいたしますが、ここには二十四の事例についてどれどれが文部省の係官を派遣して調査したか、これをお答え願ひたい。

○國務大臣(大連茂雄君) 先ほど申し上げたように、出所については申上げられませんが、

○荒木正三郎君 私は出所のことについては、なおお尋ねをいたしますが、今私がお尋ねしておるのは、新聞記事に出て、さうして係官を派遣して調査したのである、さういふことでありまして、この事例のうちどのどれ、

員会はその様な形で、審議を進めて行くという過程において、文部大臣が黙秘権を使うような形で果してこの審議ができるかどうか、僕は大きな疑問を持つ。今相馬君の発言に対して本当に賛成したい。それを明らかにしなければ審議はできない。

○高田なほ子君 少くとも国会に提出される文部省の資料は、文部省が責任を持つた資料であると私たちは今まで確認しておつた。又その權威を私は傷つけたくないと思う。それは国会の審議の尊重のために、私はこの文部省の審議料というものの信憑性を傷つけたくない。又今後も傷つけるということがあつてはならない。こういうことを思うわけです。ところがこういう私たちの念願、又国会議員として当然の念願であることが、この席で以て確認され

文部省が調査をしたというような、どこを調査したか、それも言えない。而も私が要求した資料については、口を緘して語られない。どの新聞に何があったかというくらいは資料は、この資料を出す以前に、もう出されていなければならぬのに、まるで煩かぶりして、知らぬ存ぜぬの御態度をとつておられる。私どもはこの文部委員会においてこの法案が非常に重要であるから、資料のようなものもお互に慎重に出し合い、慎重に検討しようということ、理事会でもこれを確認されているのでありますから、どううそ本問題、ここで理事会にお移し下すつて、慎重な審議に発展する方向を見出して頂きたいという私は相馬委員の御発言に対して、心から賛成をして、委員長に強く御要望申し上げます。

○中川幸平君 相馬君から要求されたのは御尤もだと思います。文部省の出された資料には答弁をせん。それからあと詳しいことを説明をせんという、非常に文部当局は委員会で中立を欠いておられるというのも御尤もだと思つけれども、その資料にしましても、事と性質によつて、文部大臣の答弁は御尤もだと我々は感じます。やはりそういう無理なことを言われてもこれはどうかと思う。そういうようなことじや、これは文部大臣の答弁を聞いて、御尤もな、この資料そのものに対してのなにはの答弁は非常に御尤もだと我々は感じる、そんな無理なこととは言わないうで、別個に一つお尋ねになつたらどうかと思うのです。

○委員長(川村松助君) 大臣から発言求められておりますから。

○國務大臣(大澤茂雄君) ちよつと申

上げますか。この法律案に法律の條を出したということは、現在学校教育において、偏向教育が行われている、又それが今後も至るところにそういうふうな見地から出したということは、前々から申上げていたものであります。然らば具體的にどういう事例を認めているか、こういうお尋ねでありますから、現在文部省において集まつている資料のうちで、比較的に確実だと私も考えてられるものを、御参考に出したものであります。この二十四の事例があつたから、この法律案を思いついたといふのではないので、偏向教育の傾向があるという認識の上に立つて、この法律案を提出したのである。これは私どもの手許にはこれだけしか集まつておりません。併しこれは先ほど申し上げましたように、文部省として残る限なく積極的に調査をした結果ではあります。私どもはこれだけの事例にとどまつてゐるとは、私のこれは判断であります。が、そうは思つておらんので、まだたくさんあるだろうと、こういうふうに私どもは判断をしております。その判断の一番の根據になるものは、日教組の指令のうちに、明らかにかよらな偏向教育をすべきことを、組合員たる学校教員に指令をしているのであります。その指示を始終しているのであります。これだけは、はつきり何でもありません。日教組自身の資料によつて、これは証明し得ます。これは資料がちゃんと出ておりますから、日教組自身の資料です。すから、これは何でもできます。そこで私は、私はこの二十四の事例があるから法律案を出したのだと、こういうふうにおつしやる、それはた

よつと間違つてゐると思ひます。たか
ら二十四の事例ということば、むしろ
結果としてお求めに應じて目下集つて
あるものを差上げた、こゝういうことで
おるものと、偏向教育の少くとも虞
れがあるということば、この二十四の
事例の如何にかかわらず私どもはさよ
うな認識に立つておる。法律案を提出
したのはその趣旨において出したので
ありますから、それは一つその辺は
本末を間違えないように。

○相馬助治君 議事進行。中川さんが文部大臣の言うておることが無理ないとおつしやつておるが、私は無理ではないと言つておらなけ。無理であるか、ないかも判断しなければならなし、問題は私が委員長に協力して申したこととは、荒木委員の要求に対して拒絶したわけです。荒木委員がそれに対しては答えをしておらんわけです。堅しかされてらんとも言つていないし、拒絶されてもやむを得ないとも言つていないのですけれども、審議の最初から委員の要

求に、にべもなく拒否した、こんなことでは私は不測の事態すら予測されなければ、委員長においてはこの段階において、よしなに取扱うことがよろしいぞということを考えたが故に動議を出したので、その点は一つ誤解なく願いたい。私の動議は賛成者が二人あつたわけなんですが、委員長におい取扱つてもらいたい。

○委員長(川村松助君) 速記をとめて。

○委員長(川村松助君) 速記を復活して下さい。

お諮りいたします。相馬君から要求のありましたように、資料の問題につ

が、御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○委員長(川村松助君) 御異議がなければさよう決定いたします。
 暫く休憩して御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○委員長(川村松助君) 御異議がないようでありますから休憩いたします。
 午前十一時三十六分休憩

午後二時三十六分開會

○委員長(川村松助君) 只今から文部
委員會を再開いたします。先刻當委員
会におきまして偏同教育の事例につい
て、文部大臣の答弁に関連して委員
長と委員との喚問をいたしました。こ
ういふ結果、適当件数について証人
の喚問をいたしました。その最果
体的な方法は次回の委員長理事打合
会で決定しようじゃないか、こうい
うことに結論いたしました。が、御異議
ありませんか。

○高田なほ子君 基本的な考え方については理事会の御決定を尊重するわけですが。こだこの理事会のお話合の中で、適当な件数ということになつて参りますと、可なりその出られる理事のかたへの考え方によつて、いろいろなふうに、私どもの余り希望しないような方向に行くかも知れない、或いは希望するような方向に行くかも知れないと思ふのです。それでお話合の中で適当な件数ということの条件として、何か基準といったようなものが、選び出す基準といったようなものがお話合の中に出て来ましてどうか。お答えなければならぬと願ひたい。

○委員長(川村松助君) そろしたことに

© 2006 Pearson Education, Inc. All rights reserved. Printed in the United States of America. This publication is protected by copyright. Any unauthorized reproduction or distribution without the written permission of Pearson Education, Inc., may cause severe penalties under applicable law.

を具体化するために、慎重を期する意味において重ねて協議することにした。

○高田なほ子君 そういたしますと、この前提条件として、文部大臣は適当な検査方法といったようなものもないと、こういつたようなお話もあつたわけですから、理事会のお話の過程では、この適当な調査方法ということ十分に考慮した上で、この件数とか或いは選出基準といったようなものが今後検討されなければならないと思はるわけでございます。いずれそういう具体的な問題についてはこの次開かれる理事会で決定されることになるわけでございますね。

○委員長(川村松助君) そうです。

○高田なほ子君 わかりました。

○岡三郎君 偏向教育の事例或いは先ほど文部大臣が言つた日教組の問題についていろいろと資料があると思ひますが、先の点について理事会で一応討議した、多くの事例について審議するということになれば、相当時間も要するわけです。そういう観点から言ふと、この議事を引延ばして行くのではないかと、あるいは考へ方を持たれるかもあると思ふので、そういう点については、我々としても、従前に時をかきとつて、この点が中心問題ではない。特に政府当局が提案している二法案というものは、やはり今後の教育の大道を決定し、而もそれが具体的に職場の教員に直接影響を与えることは法律でありますので、今言つたように、限定された事案についてここでやるということになれば、まあ当該の指定された教員なり或いは地方教育委員会関係の事例というものについて

も、非常に対象となつたものから見れば、いずれも兄たりがたく弟たりがたし、それ／＼重要度においては、議員のほうではいろいろ考へられても、当該者は同じ比重を持つて考へていると思ふんです。そういう点で委員会においては全部の事案について、或る程度深くともやつて、それに対する明確な判定を確固あるこの文部委員会において突きとめて行くということが、まあ将来偏向教育というものを是正し或いは仮にあつたとしたら、それを絶滅をして行くことについては、我々野党においても異議がない。そういう点で非常にこの問題を軽く取扱うのではなくて、一つ重視してやつて参りたい。それから日教組関係の点についても、我々かつては責任者の立場にあつたわけでありまして。そういう点については、四郎の仔細というものを私は明確にしていつてもらうことが日本の将来にとつて重要な問題であると思へるわけでありまして。私自身今後いろいろ問題については質問し、或いはその中で触れて行きたいと思つておりますが、結局組合運動の是正その他について、我々は真剣に過去において、言葉強く言えば聞つて来たわけなんです。組合運動の再編成というものでなし上げて来た我々から言へば、そういうた個々の具体的な問題というものは、ただ一つの問題ではなくして、全体に響くという観点から、一つ理事会のほうにおいても、又委員長のほうにおいても、偏頗のないように、一つできるだけ広汎に、できるならば二十四件を扱おうとも一つ取上げて置きたいというふうな考へを持つて見たい。これは時間に制限されて、

どうもそういうことができないというふうに頭から言われなくて、我々としてこの法案が多数委員の名によつて通すべきであるというふうになるならば多数意見に従ふことは当然なので、我々も従前にさうな駆引に事寄せて当りたく私はないと思ふ。特に参議院の使命から考へて、衆議院とは違つた形においてやらなければならぬ、特に修正が通つた以後において新聞紙上その他においては、あの修正案は原案よりもなお悪くなつたというふうに言われているだけに非常な問題と呼んでいふと思う。そういう点でその基礎になつていふ事例には一つで得る限り広汎具体的の一つ取扱つて頂きたい。これは私はお願いしたいと思ふ。

○委員長(川村松助君) 理事のかたがたもお聞きになつておられることでありましてから御意見は尊重されると思ひます。

○高田なほ子君 それでは私は更に強く希望したいことですが、文部大臣は、先ほどこの資料は自然に集つた資料だといふ発言をされて、尤何ですか。風で木の葉が吹き飛んで来たのが、そういうふうな木の葉が自然に飛んで来て集つたような印象の発言をされたわけですね。それで私は理事の決定というものを尊重し、その決定には従う用意は持つてゐるわけですが、大臣が自然に集つたというふうなことをお話しやつておられますが、理事会として適当な件数をきめて行くということに賛成はいたしましたものの、最終的な決定はやはり委員会に私はお諮り頂きたいと思ふんです。これは荒木さんがおいでになるのにそれを無視して言うわけじゃありませんけれども、そのこ

とは具体的な件数がきまりましたらば、これはもう一遍一つ委員会にお諮り頂きたい、こういうことを希望いたします。

○荒木正三郎君 理事会は決定機関でありませんので、原案を作成して委員会に諮るのが私は当然だと思ふ。ですから御希望に副うように了承されて差支えないと思ひます。

○委員長(川村松助君) 只今荒木先生の御発言のように理事会に決定権はありませんが、協議事項になつておりまして、それがきまると委員会のほうに御報告、了承を得ることになつておりますので、高田さんの御期待通り行くとお思ひます。

そこで先ほどお話ししましたように、議員提出の案件の審議に入りたいと思ひます。どの件から入りましょうか。

○荒木正三郎君 私が聞いていますところでは、政府提案として育ちろう学校の問題について提案があるということを開いておられますので、一応どういふ轉想でその法案を考へておられるのか、お聞きしたいと思ふんです。それと関連して議員立法との問題を一つ協議して頂きたいというふうに考へてゐるわけでありまして。

○委員長(川村松助君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(川村松助君) 速記を始めます。速記局長から説明を求めます。

○政府委員(緒方信一君) 育ちろう学校への就学奨励に關する法律措置につきましましてお尋ねであります。文部省といひましたも、このことの重要性に鑑みまして、法律案を審議いたし

まして、近いうちに国会に提案いたしたいと考へておる次第であります。その内容につきましましては、大体二十九年度の予算の認められております範囲で実施をいたしたいと考へ、即ち教科書に對しましては、教科書購入費につきましましては、全生徒児童に對しまして給与、それから給食費それから交通費、それから寄宿雜費がございまして、これにつきましましては各困の者に對しましてこれを給与する、かような内容につきましまして、御承知のように、二十九年度の予算といひましては只今申上げました費目につきましまして四千八百万程度の予算が計上されております。その範囲につきましまして法案を整備いたしまして提案いたしたいと考へております。

○荒木正三郎君 そうすると内容ですね。内容は教科用図書購入費は全額ですか。それからどういふことですか、交通費は。

○政府委員(緒方信一君) 教科用図書購入費でございまして。それから学校給食費、通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する経費、それから学校施設の寄宿舎などに伴う経費、これらの経費を見ておるわけでございますが、これの国の補助いたしましたし、都道府県の支弁いたしたし、経費の二分の一ということ考へております。かような経費を国が都道府県に補助をいたしますことになりまして、就学の向上を図りたい、かような趣旨でございまして。

○荒木正三郎君 今のお話ですと、大體私どもが議員立法している内容と殆んど変わらないじやないかと思ふのです

が、緒方さん、議員立法になつてゐる法案については御承知ですか。全然御承知ないんですか。

○政府委員(緒方信一君) 存じております。若干政府提案のほかに、二十九年年度の予算に計上されておられます施策につきまして政府提案は考へておるのでありますが、政府提案のほかに若干範囲が狭いのではないと思ひます。

○荒木正三郎君 これは法案をよく見ないとわからないのですが、我々のほうは費目等については余り変りがないわけですね。併し必要な予算は四千八百万円ではとてできないのですか。四十八万円では。その四、五倍かかると思ふのですか。どういふところで違ふのか、ちよつと表面だけを聞くと全く變りないやうに聞くのですが、それではあなたにそれをお調べ願ふことにいたしました。府県の支弁する同額額ですか、府県の支弁する半額ですか、どちらですか。

○政府委員(緒方信一君) 府県の支弁する額の二分之一を國庫が負担すると、かようなことになつております。

○荒木正三郎君 そうすると府県がたゞさん負担すれば國庫負担も補助も自然増額されて来る。かういふことになつて来るのですか。

○政府委員(緒方信一君) 予算の範圍において二分之一と考へています。

○永井純一郎君 そうすると二十九年年度の予算に組んだ線であつたのは出して来る、出さんでも同じことですか。今から出して来る買らう学校関係の法律は予算の裏付けを折角したものをただ出して来るということでしょう。出さんでもいいでしょう。

○政府委員(緒方信一君) 今後予算は二十九年年度限りの予算でございまして、今後法律を制定いたしましたして、買らう学校に對しまする就学の実行が非常に困難な事情がございまして、今後法律を制定いたしましたして、法律でその就学向上のために法律を作つて今後指導して行きたい、かような趣旨でございまして。二十九年年度だけの問題であれば、そういうお話もわかりますけれども、今後文部省としてこゝういふ施策をとつて行きたい、さういふ見地から法律を出したいということなんです。

○永井純一郎君 そういふ意味であれば、国立学校でも何か政令、省令に議するものおかしなやつて来るけれども、国立学校設置法だつて、政令、省令に議らないほうがいいということになつて来る、あなたの今のような議論だとね。そこで私はその議論は別として、この買らう学校の法律も議員立法のほうがつつとあなたのほうよりいいものが出てゐる。今議員立法で出している、これをよく考へて、それよりも下廻るような余りよくない案であればむしろ出さないで、この委員会でもよく相談をして、それこそ超党派的に、これは非常に皆さんが賛成をしてもらえるのでありますから、これを進めて行くというこのほうがいいわけですか、あなたのほうとしても。その点研究してみたらどうですかね。

○政府委員(緒方信一君) 政府は政府といたしまして、例えば議員提案になつておられます案でございまして、私のほうと違ひます点について先ほどお話をございまして、例えば幼児等につきましては、政府提案では考へていないわけでありまして。特に、小中学の關

係につきまして特に力を入れたい、かような点は少し考へ方が違ひわけでございます。いづれにいたしましては政府といたしまして二十九年年度につきましては予算がきまつておりますし、それを根本にして実施をして行きたい、かように考へております。

○荒木正三郎君 重ねてお尋ねをいたしますが、國が扶助する金額ですね、これは都道府県が負担する金額の二分の一ということになるのですか。或いはこゝういふ扶助額の二分の一を都道府県が負担して、二分の一を國が負担してやろう、こゝういふことなんです。先ほどの答弁ではこゝがはつきりしないのですか。どういふふううに政府案はなつておりますか。

○政府委員(緒方信一君) 建前といたしましては先ほど申し上げましたやうに、予算の範圍で都道府県の支弁する分に對して二分之一を負担する、予算の範圍で負担するということでございます。

○荒木正三郎君 その予算の範圍といふことはよくわかつております。それで都道府県が負担する分といふのは全額を指してゐるのですか、私は実質的に今質問してゐるのです。例えば或る人の子供に一千円、いふ／＼の費用で一千円補助してやつた。そうするとそのうちの五百円は國が補助してやるのですか、さういふことになつてゐるのですか。

○政府委員(緒方信一君) 國といたしまして一応予算の執行の場合も同様でございますけれども、一定の基準をこつちから示しましてその二分之一のこととございまして。予算の基準をこつちが示しますから、それにつきまし

て半額を負担いたします。

○荒木正三郎君 それではわかりました。さうすると議員立法と相違する点は予算の範圍といふことですね。結局基準の決定が違ひ、こゝういふことになつてゐるのじゃないかと私思ふのですか。我々が提案してゐる法案と、さういふことであれば私はこの法案を独立に審議しなくても差支えないと思ふのです。非常に違ひはさういふふうにはなかなか行かないと思ふのですか。

○政府委員(緒方信一君) ちよつと答へたいのですが、先ほど私範圍の違ひ点を幼稚園だけのことを申しましたけれども、これは高等部も政府提案では私も考へておりません。内容としてしましては小学部、中学部を考へております。議員提案になつております案では高等部と幼稚園がそれに加わつております。で、私も今は現在の状況から見まして、小学部、中学部を中心として進めて行く、かような考へ方を一つ進めております。かような点の一つの違ひでございまして。それからここに掲げられております費目の内容の「実施見學に要する費用」といふものは私も考へておりません。それから又第一項の部分につきましても、

「その他の学用品及び実習材料の購入に要する費用」といふものがございまして、教科費用図書だけに對して政府としては考へております。それからもう一つ議員提案の四項にございまして、「通学用品の購入に要する費用」といふものも政府といたしましては考へておりません。先ほど政府提案の内容として申述べました項目につきまして特に重點的に取上げて行きたい、かよ

うに考へておる次第でございまして。

○岡三郎君 今の説明によつて違ひと言へば違ひけれども本筋道は何ら變つていない。ただ問題は予算が一応限定されてゐるから、その範圍内で範圍を縮小して来たといふだけのものになると思ふのです。つまり買らう学校その他生徒児童に對する修学の奨励に對して一応予算の枠の中においていゝゆる議員提出法案を、違ひと言へば違ひけれども、實際は枠を狭めただけだといふやうに解釈されるわけなんです。本質的に奨励方法が違つてゐるということではなくて、枠を縮めたといふやうな点が予算の關係から出て來てゐるに過ぎないと思ふのですが、さういふ点どうですか。

○政府委員(緒方信一君) 予算の關係もございまして、勿論さういふ点もあるかと思ひますが、只今申し上げましたやうに、政府としましては、重點を置くところを小学部、中学部といふところへ特に重點を置きたいといふのが一つの狙ひです。高等部、幼稚園まで手を伸ばしてやることは、現段階としましては適當でないと思ひます。小学部、中学部を特に力を入れて、そのほうを充実して行きたいと思へております。

○岡三郎君 結局文部省の考へ方は、予算がさういふふうに限定されて來てゐるし、重點を小中学に置こう、結局考へ方としては幼稚園、高等学校部に修学の奨励金といふものを出すべきではないといふ考へ方ではないのでしよう。その点は、考へ方の筋としてはどうですか。

○政府委員(緒方信一君) 御承知のやうに買らう学校の義務制につきまして

も、今年度から中学部に入るわけでございますけれども、中学部全体がまだ義務制が布かれていない現状じやありませんけれども、まあ施策の中心として義務制を中心にして持つて行く、こういうことをごいまして、漸次義務制実施が逐年進行して参りますので、現在の段階におきましては、義務制を中心として考へて行く、かような考へ方をしております。

○岡三郎君 だから結局考へ方の相違というものは本質的にはない、実際にはただ問題は予算の範囲内において、どうこれを重点的に振り分けて行くか、当面の問題としてこういふふうにして漸次この施策を拡大できたら拡大して行くという意図が汲みとられると思ふのです。そういう観点で今議員提案との観点をいろうと質して何かわけですが、こういう点について何か重複するような点があるもので、その点一つ議員提案の法案として出されているのだから、提案者のほうと更に協議されて、そうして双方において十分了解の上に出されなくては審議上非常に重複するような関係に私はなると思ふ。そういう点について委員長においてその間をどうするかという取扱い方法を、委員長、理事会において協議されても結構だと思ふ。本質的な相違はないと思ふ。そういう点について一つ協議されたいと思ふ。

○御木幸弘君 ちよつと承りたいのですが、養護学校のほうは文部省の原案でどうなつておりますか。

○政府委員(緒方信一君) これも申し落しましたが、養護学校は文部省提案には出ておりません、中に入つておりません。

○御木幸弘君 それからも一つ伺いたいの、さつき永井さんがお聞きしたのですが、文部省の現在出そうとしている法案を提出しないとか、若し不成立に終つた場合には非常に困ることをごいしますか、実施上。

○政府委員(緒方信一君) 先ほども申し上げましたように、政府としましては是非提案いたしました以上は、法律が成立を見まして修学の向上を見ますように考へておりますから。

○御木幸弘君 私聞いていたのは、若し出した以上はと申しますが、出さなかつた場合には困るのですか、出さなければならぬのですか、それとも出さなければならぬのですか。

○政府委員(緒方信一君) これは文部省といたしまして、現在御承知のようになつておるわけでございまして、これを少しも向上して行く努力を今後続けて行く、そのためにはどうして、この成立を見て、法律に従つて努力を続けて行きたい、かように考へております。

○御木幸弘君 予算の裏付けの法案で、予算の裏付けのあるだけだということ、意味を以ちまして将来それが少しでも支えになつて、だん／＼盲ろう聴教育を奨励して行くという気持は一応わかっているのだけれども、併し予算の上に乗っているのは四千八百万円ということ、これを聞いておられますが、その四千八百万円とされたので如何にも単独立法でそれだけのものがそれであるというのには余りに少額であるように思ひますし、それから盲ろう聴学校の意味から行きますと予算の範囲内ですと余りに小さい範囲に限定されて、ま

あ考へ方によつては法律でそれをきめておれば政府はその範囲しかやらんのだというふうな、むしろ逆の響きも見える可能性もあると思ふのです。私は、岡さんからも話がありました、この法案を政府提案として出すか出さぬかという問題につきましては、よほど御考慮になつて頂いたほうがいいんじゃないか、例えば議員立法として出しておるものが予算の裏付けがないというので本国会において通過しなかつても或る一定の理想というものを対してそれに近づいた観念というものは、それは誰が、第三者が見てもこれは政府提案などよりも議員立法のほうが理想に近いものだと思ひます、それは完全とは言えないかも知れませんが、それはだからそこでも我々の立場は、文部委員会として審査する考へ方は皆さんと相談しなければいけません、その最小限度のものを一応これを国会が通せばいいの、或いは国会として本国会に必ず結論は出さなくても、或る理想的なものを我々は審議して行くの、いいの、これはまあ我々の相談になりますけれども、併し文部省が提案される場合は、今、岡さんが言つたように十分その点も考へて頂かんと、我々も与党の立場から言つて、政府が出せばそれを何でも通さなければならぬような義務を持つて来ますので、だからその点は一ツ政府においても御考慮願ひたいと思ふのです。

○委員長(川村松助君) 御木君の発言に対してお答えしますが、御期待に副うように検討を加えておきます。

○政府委員(緒方信一君) 最初の私予算の話を申上げたのでございしますが、尤も本年度の予算は四千八百万円でございます。

○荒木正三郎君 それでは、もう少しお尋ねいたしますが、文部省提案の内容を完全に見ますと、必要になるものと予算はどれくらい必要になりますか。

○政府委員(緒方信一君) 予算の内容を少し御説明申し上げますと、先ほど申し上げましたように教科書費につきましては児童、生徒の全員でございまして、それから給食費、交通費、寄宿費につきましては、その総額の六〇%というのを見ております。これは各困率を見ておられるわけであります。家庭の困率の度合からしまして六〇%を考へております。で、今後御承知のように義務制が逐年進行して参りますので、補助率もその義務制につきましては二分の一、非義務制につきましては三分の一というのを見られております。この予算につきましては従ひましてその点が殖えて参ります今後、併し一応私どもは二十九年度の予算で、その経費の段

階といたしましてはこれでやつて行けるのではない、かように考へております。

○荒木正三郎君 先ほどの対象になる児童、生徒については小学校、中学校であるとおつしやつてはいたしましたが、そうするとこれは義務制だけだと思ふが非義務制というのがあるのですか。

○政府委員(緒方信一君) 中学校の関係が今年一年生、二十九年度に中学一年が義務制になつて参りまして二年、三年は逐年三十年、三十一年になつて参る、その関係を今申上げたのであります。

○荒木正三郎君 そうすると教科書は全員で、全員にこれは無償で渡さるようになりますね。

それから給食費と交通費は六〇%の子供については補助が渡ると、寄宿のほうに入つては補助がないのか。

○政府委員(緒方信一君) 同様六〇%入つております。

○荒木正三郎君 六〇%、これだけの経費負担をして四千八百万円が済みませんか。

○政府委員(緒方信一君) そういう計算になつております。

○荒木正三郎君 それで私は今年のこれに対する予算折衝と、それから来年度の見通しですね、文部省の考へ方ですね、そういう点を若干お聞きしたいと思ふのですが、今年は初めこういう構想で大蔵省と折衝をされたのか、もう少し理想に近いような案で折衝をされたのか、予算折衝の経緯についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 就学奨励の予算でございしますが、昨年のはこれは三千四百万でございしますが、今年四千八

百万円まで増額したわけでございます。勿論予算折衝につきましても、例えは吾困率をもう少し高く見るとか、折衝はいたしましたが、併し財政当局といろ／＼折衝の末四千八百万円という数字を出したわけでございます。今後におきましては勿論私もいたしましては極力増額したいとは考えております。

○荒木正三郎君 私はいや、こういう法案が法律になるといふことは、とにかく一歩前進だと思つて、ですから、反対意見は持つておらないのです。ただその内容が、やはりこれでは不十分だと思つて、そこでこれをもう少し内容を改善して、本年度は予算の範囲内でやるといふことにしても、来年度からは更に予算の増額ができるような法案にする方法はないものでか、そういう点は。

○政府委員(緒方信一君) 先ほど御説明いたしましたように、費目といたしましては大体このように重点をおきまして、その予算の今後の折衝におきまして、又例えは先ほど申し上げましたように、吾困率の点を高く見るとか、或いは寄附雑費等につきましても経費の内容を更に充実させるとか、そういう点につきましても、文部省として、併しながら、一應その費目といたしましてはこれでいいのじゃないか、かように考えております。

○荒木正三郎君 私はやはりこの養護学校の問題で、この前東京都の青島中学校で、小学校で、知りませんが、見学をいたしました。やはり

どうしてもあゝい種類、学校の、折角の立法に当つては包含さすべきである。今年予算がなければこれはやむを得ないとしても、法案の内容からあれを削除してしまふといふ事か、あれを包含しないといふことは少し片手落ちのように私は感じますが、そういう点はどうですか。

○政府委員(緒方信一君) 養護学校につきましてはいろ／＼問題がございませう。精神薄弱児或いは肢体不自由児の教育につきましても、私も今後予算措置等につきましても十分努力をしなければならぬと思つております。ただ先ほど申し上げましたように、政府提案で考へておられます学校の盲ろう児の対象としましては養護制のもの考へております。養護学校は、実は義務制が進行しておらんのであります。さういふ観点からいたしまして、盲ろう児の養護制についての修学奨励費といふことをこの法案としては考へておる次第でございます。

○荒木正三郎君 それは僕はよくわかりませんが、了解したいのです。がね、やはり義務制に該当するのじゃないですか。そういう学校を義務制にしてはいないにしても、その学校に入つておる生徒は義務制の当然僕は義務がかかつておると思つて、がね。そういうものは普通の学校に収容できないので特別な学校に収容しておるわけなんです。従つてそこはどうしても義務制の範囲に入る生徒じゃないですか。(養護制ですと)と呼ぶ者あり。

○委員長(川村松助君) 速記をとめて下さい。

午後三時二十六分速記中止

午後三時五十一分速記開始
○委員長(川村松助君) 速記を付けて下さい。
ほかに御発言ありませんか。御発言なければ今日はこの程度で散会いたしたいと思つて、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(川村松助君) ではこれを以て散会いたします。

午後三時五十二分散会

三月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(予備審査のための付託二月二十五日)

一、教育公務員特例法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十五日)

三月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、教育委員会廃止に関する請願(第一八九四号)
一、教員の政治活動禁止法制定反対等に関する請願(第一九一六号)
一、教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(第一九六四号)
一、高等学校定時制教育等の経費国庫補助増額に関する請願(第一九二七号)
一、へき地教育振興法制定促進に関する請願(第一九八一号)
一、高山祭及び屋台保存に関する請願(第一九九七号)
一、中学校雨天体操場建設に関する陳情(第五四〇号)

第一八九四号 昭和二十九年三月十二日受理
教育委員会廃止に関する請願
請願者 山形県北村山郡富本村長 佐藤莊助外百三十名

紹介議員 海野 三朗君
地方自治の大半を占める教育行政を教育委員会によつて処理することは、地方行政を複雑にするばかりでなく、地方行政の総合的運営を阻害するおそれがあるから、教育委員会を廃止せられたいとの請願。

第一九一六号 昭和二十九年三月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対等に関する請願
請願者 京都市上京区大宮上野町四九 吉田金次郎外二名

紹介議員 須藤 五郎君
今次国会に提出され目下審議中の「教育公務員特例法の一部を改正する法律案」及び「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案」は、教育に対する不当支配の排除でなく、かえつて憲法並びに教育基本法の精神に反するものであり、民主教育を否定し、かつての軍国教育に立ちかえる意図をもつものと考えられるから、基本的人権並びに民主主義教育確立のため両法案の成立せぬよう努力せられるとともに、両法案の審議資料(偏向教育の一例)として文部省から国会に提出されている「京都市立旭丘中学校教育の実体」は両法案の成立をはかるための意図的な作文に過ぎない事実無根なものであるから、これを審議

資料としないようせられたいとの請願。
第一九六四号 昭和二十九年三月十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願
請願者 東京都豊島区雑司ヶ谷町一ノ三二〇 上代たの

紹介議員 長谷部ひろ君
政財官界の汚職事件に關して世論が沸騰している今日、もつとも必要なことは国民全体の政治的自覚をたかめることであつて、学校においても諸学課中とくに社会科学教育を徹底させなければならぬのであるが、「教育公務員特例法の一部を改正する法律案」及び「義務教育諸学校における教育の政治的中立に関する法律案」の両法案が成立すると、教育の自由は奪われ、次代を背負う國民を正しく育成することは到底不可能となるから、両法律の制定に反対であるとの請願。

第一九七二号 昭和二十九年三月十七日受理
高等学校定時制教育等の経費国庫補助増額に関する請願
請願者 京都市下京区唐橋大宮尻町市立洛陽高校内
中川源一郎
紹介議員 井上 清一君
さきに国会において満場一致で高等学校定時制教育および通信教育振興法の成立をみたが、この裏付となる昭和二十九年度の予算措置は要求経費の十分の一程度で到底その目的を達することができないから高等学校定時制教育及

び通信教育に対する国庫補助金を増額せられたいとの請願。

第一九八一号 昭和二十九年三月十八日受理

へき地教育振興法制定促進に関する請願

請願者 静岡県庁内静岡県教育委員会内 岡野徳右衛門

紹介議員 高瀬莊太郎君

第十六国会において衆参両院の「へき地教育振興に関する決議」があり、さらにまた数次にわたつて文部大臣から熱意ある答弁がなされたことは、へき地住民に明るい期待をもたせ、へき地教育振興の予算措置及び法的根拠の確立も間近かであると思はれたが、二十九年度予算によると、へき地教育振興に関する予算はほとんど削除されており、かくてはへき地教育の振興はもとより現状の維持さえも期し難く、へき地教育の前途はまことに寒心に堪えないものがあるから、憲法第二十六条及び教育基本法第三条の精神にかんがみ、文化的恩恵に浴することのきわめてうすく貧困にして不幸なへき地住民に恒久的な安定感を与えるため(一)へき地教育に対する国及び地方公共団体の責任を明らかにすること、(二)へき地教育振興のための総合対策樹立及び国の財政的援助を規定すること等を内容とする立法措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第一九九七号 昭和二十九年三月十九日受理

高山祭及び屋台保存に関する請願

請願者 岐阜県高山市川原町五

六 川上辰彦外二名

紹介議員 古池 信三君

高山祭及び屋台は、奈良朝以来その名をうたわれた飛騨屋によつて建築彫刻の粋を発揮し、これに加えて京都西陣あるいは舶来古渡りの芸術品によつて完成された古典文化の遺跡で、近年国際的にも驚異として認められている国宝的文化財であるが、修理不完全のためいちじるしく損傷しているから、これら貴重な文化財の維持保存について国庫補助を支給せられたいとの請願。

第五四〇号 昭和二十九年三月十六日受理

中学校雨天体操場建設に関する陳情

陳情者 宮崎県宮崎郡佐土原町長

猪崎貞蔵外三名

宮崎県地方は、年間を通じて雨天の日が多く、ことに佐土原町佐土原中学校附近は、地下水が高いため、同校の運動場は、常時地表が湿潤の状態にあつて、運動場として充分な機能が發揮できず、発育おろ盛な青少年期生徒の保健体育上憂慮すべき実状にあるから、昭和二十九年度において、同校の雨天体操場が建設できるように、国庫補助並びに起債措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十九年四月九日印刷

昭和二十九年四月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局